

改正 2019年4月1日

2022年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、同志社個人情報保護規程（2017年5月30日制定、以下「規程」という。）第9条に基づき、同志社女子中学校・高等学校（以下「本校」という。）における具体的な運用に関する事項を定める。

(個人情報管理者)

第2条 規程第9条第1項で定める個人情報保護管理者は、個人情報を保有する部署ごとに個人情報管理者（以下「管理者」という。）を置き、当該部署における個人情報の安全管理を付託する。

2 管理者は、個人情報を保有する部署の主任、養護教諭、事務長等とする。

第3条 管理者は、所管する業務の範囲における個人情報の収集、保管及び管理並びに情報主体からの開示、訂正又は削除の請求に関し、法令、規程等の定めに基づいて適切に処理しなければならない。

2 管理者は、法令、規程等に定めるもののほか、各部署の個人情報の収集、利用、管理等に関する適正な手続きを定めることができる。

(報告)

第4条 個人情報の取扱いに関し、漏えい、改ざん等の事故が発生した場合には、管理者は、遅滞なく個人情報保護管理者に報告しなければならない。

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、同志社女子中学校・高等学校個人情報保護委員会の議を経て、教諭会において決定する。

附 則

この内規は、2022年4月1日から施行する。